

次の問題におけるXのYに対する請求の当否を論じなさい。

個人で食肉販売業を営むYは、卸売業者X(株)に食肉を継続的に販売していた。Xの精肉部門の仕入れ担当者Aは、長年の食肉処理の知識と技術から、品質の低い肉に脂肪分を混ぜることで高級肉に似た味わいを持たせることに成功した。AはYに対して次のような話もちかけた。1キロ2000円の肉を1キロ20000円の特定の高級和牛と偽装してYがXに500キロを売るとの申込みをすること、Aの手腕で現金取引にすることで2割の値引交渉に成功したことにして800万円でその肉をXに買い受けさせること、実際の肉の相当時価100万円との差額の700万円から、Aが500万円、Yが200万円を得る、と。筋書き通りにAがXを代理して、問題の肉500キロを800万円でYから買い受けた。AはXの代理人としてXから預かった現金800万円をYに支払い、Yから肉の引渡しを受け、YはAから受け取った800万円の中から約束通り500万円をAに支払った。

Xは得意先の大手スーパーBにこの肉を1キロ当たり24000円で転売して1200万円の代金を受け取った。Bは、各店舗で食肉祭を開催し、「高級和牛肉当店通常価格100グラム3000円の品を半額の1500円の超特価でご奉仕」として広告し、数日の間にXから仕入れた500キロの肉は完売した。実際に販売した肉はBの通常販売価格100グラム500円前後のものであった。その直後に、本件偽装について匿名の告発があり、関係機関が調査した結果、Yの食肉販売には肉質等級および個体表示の偽装等の点で「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(牛肉トレーサビリティ法。平成15年法72号)の違反があること、事件がYとAが協力して行ったものであることが判明し、新聞に大きく報道された。

XはAを解雇し、Yに対して、主位的に本件売買契約の無効を主張して代金800万円の返還を求め、予備的に~~従業員Aの不法行為によるYの使用者責任を追及し~~、700万円(支払った代金額と実際の肉の相当時価の差額)の損害賠償を請求した。

Yは、1)牛肉トレーサビリティ法違反があっても本件売買契約は無効ではない。2)仮に本件売買契約が無効だとしても、この偽装取引はAが持ちかけたものであり、Aの行動に責任を持つべき雇主Xが無効を主張するのは信義に反する。3)仮に本件契約が無効であるとしても、YがXから受領したのは実質的には300万円にすぎず、300万円の返還義務があるとしても売った肉の価格相当額100万円の返還請求権があるので両者を相殺して、返還すべきは200万円程度にすぎない。4)Xは肉をBに転売して1200万円の売上げを得ておりXに損害はない。5)Xに損害が発生するとしてもそれはAの行動に責任を持つべき雇主Xが負担すべきであってYに損害賠償を請求するのはおかしい、などと反論している。